

- (3) 本規約、別紙規約、甲と別に取交わした契約、甲が別に定める規定等、又は法令に違反した場合。
- (4) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合。
- (5) 本規約及び甲が別に定める規定等により通知をすべき事項について、通知を怠り又は虚偽の通知をした場合。
- (6) 甲が、乙が届け出た電話番号、ファクシミリ番号、Eメールアドレス及び住所のうち適切と認める2つの連絡先に返信を求める通知を行ったにもかかわらず、最後の通知の日から1か月以内に返信がない場合。ただし、甲が電話、Eメールその他適切と認める方法で乙と連絡をとることができ、乙が配達可能な住所を届け出、当協会がその住所に配達可能であることを確認した場合には、この限りでない。
- (7) 認定講師としての品位を欠き、相応しくない態度をし、又は相応しくない言動をした場合。
- (8) 甲又は甲の利害関係者(個人、法人を含む各種団体を問わない。)に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合。
- (9) 甲の事業活動を妨害する等により、甲の事業活動に悪影響を及ぼした場合。
- (10) 本資格の付与を受け続けることが妥当でない事由があると甲が判断した場合。
- (11) その他、前条に規定する行為を行った場合

2 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく契約関係を解除し、本資格を喪失することができる。

(1) 甲が差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は会社更生手続の開始、破産手続の開始若しくは競売を申し立てられ、又は自ら再生手続開始の申立て、会社更生手続の開始の申立て若しくは破産手続の開始の申し立てをした場合。

(2) 甲の手形が不渡りになった場合。

(3) 甲が乙の名誉・信用を毀損し、若しくは乙の業務の妨害をした場合。

(4) 甲が法令の要請・行政措置により廃業した場合。

3 本規約に別に定める場合を除き、本規約に基づく契約関係の解除は、解除前に既に発生した当事者間の権利義務関係に影響を及ぼさない。

(本資格喪失後の処置)

第16条 乙は、本資格を喪失した場合、すみやかに、自己の費用にて、本事業に関して甲が乙に提供する一切の本協会の著作物、著作物を加工したもの(以下「本講義内容」という。)の含まれる一切の書類、データ及び媒体を、甲の指示に従って、返還しなければならない。

2 乙は、本資格を喪失した後、甲が乙に提供した一切の書類、データ、及び媒体等の著作物(本協会が提供したものを元にして乙がその著作物を加工したものの含まれる)を、使用した場合は、損害賠償請求を免れないこととする。

3 乙が、乙に起因する事由により本資格を喪失した場合、甲は既に乙が支払ったいかなる対価についても返還する義務を負わないものとする。

4 本資格を喪失した理由のいかんを問わず、第10条乃至第12条、第17乃至第21条、第25条の規定は、乙が本資格を喪失した後もその効力を有するものとする。

(競業禁止)

第17条 乙は、本規約の有効期間中並びに本規約の有効期間終了後2年の間は、事前に甲の書面による同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって本事業と同種又は類似の事業(本セミナー類似のセミナー、勉強会、会員制度、研修、資格・ライセンスを発行する事業、認定講師を育成する事業を含むが、それらに限られない。以下「競業事業」という)を行ってはならず、競業事業を行う者に対し、自己又は第三者の名をもっていかなる役務も提供してはならず、いかなる協力又は従事してはならない。

(知的財産権)

第18条 乙が第4条の権利に基づき活動をするに際して、甲の保有する商標権、著作権その他の知的財産権を使用する必要がある場合は、甲が別に定める規定がある場合はそれに従うものとし、別に定める規定がない場合、又は、その規定の範囲を超えて使用しようとするときは、事前に甲の書面による同意を得なければならない。

2 本セミナー内容に含まれる名称及び標章並びにそれらを含むインターネットドメイン名は甲又は甲に権利を許諾した者に帰属するものとする。

3 本セミナー内容及び本講義内容に関連する特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにそれらを出願する権利は甲又は甲に権利を許諾した者に帰属する。

4 乙は、甲の事前の書面による承諾のない限り、本講義内容の複製、頒布、販売、譲渡、貸与、修正、翻訳、使用許諾、インターネットを通じた送信・公開、ドメイン名の取得、コピープロテクトその他の技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変等これらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとする。

5 乙は、本セミナー内容をセミナーの範囲内においてのみ使用し、それ以外にはいかなる方法であれ第三者に開示してはならないものとする。

6 乙は、第三者が、本事業に関して乙が取得した参加者に関する情報(以下「本機密情報」という。)又は本講義内容を不当に利用していることを発見した場合、並びに、当協会又は甲に権利を許諾した者に帰属している著作権、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を侵害していることを発見した場合は、速やかに甲に通知し、その対応に協力しなければならない。

7 乙は、甲又は甲の指定する者が自らのニュースレターに掲載するために認定講師が創作した原稿を、セミナーの営業その他の目的のために、甲又は甲の指定する者が適切と認めた修正を加えたうえで無償で使用することを許諾する。

(秘密保持義務等)

第19条 乙は、本機密情報及び本規約等の内容を、いかなる第三者にも開示してはならないものとし、本規約の履行以外の目的で使用してはならないものとする。なお、本機密情報について、広報活動及び研究、教育、訓練等のために開示する場合は、個人情報保護法その他の法令及び会員規約等を遵守し、事前に甲及び当該参加者の書面による同意を得なければならない。

2 乙は、他の認定講師や、受講生の、個人情報(氏名、電話番号、住所、所属会社、メールアドレス等)について、本規約に基づくセミナーの開催以外の目的で使用してはならず、個人情報保護法その他の法令及び甲が指定する会員規約等に従って取り扱うものとし、且つ、いかなる第三者にも開示又は漏洩してはならないものとする。

3 乙は、認定業務に従事する一切の法人及び個人に本条の秘密保持義務を遵守させるものとする。又、本規約に基づく契約関係が終了した後においても、秘密保持義務を遵守させるものとする。

4 甲は、乙より受講者の個人情報を取得した場合、次の各号に掲げる目的の範囲内でこれを取り扱うものとする。

(1) 甲への意見や感想をもらうため

(2) 市場調査、顧客動向分析その他、甲の経営及び運営上必要な分析を行うため

(3) 甲のマーケティング活動に利用するため

(4) 業務上必要な連絡をとるため

(5)その他甲のサービスを適切かつ円滑に提供するため

(各当事者の責任)

第20条 乙は、本規約に違反して、または本事業に起因又は関連して、乙の過失又は故意により甲が被った損害の一部又は全部を乙の帰責に応じて補償しなければならない。

2 乙は、乙が本事業に起因又は関連して、乙と参加者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するものとする。

3 乙は、第12条(類似的商標出願の禁止)、17条(競業禁止)、または第18条(知的財産権)に違反をした場合、違約金として、金4000万円を超えない額で甲が定めた額を、甲に対して支払わなければならない。

(甲の免責)

第21条 乙がセミナーを開催中、参加者その他第三者に対し損害を加えた場合においても、甲は、乙及び第三者に対し何らの責任も負わず、その責任は乙が負うものとし、乙から一切の求償も受けないものとする。

(確認条項)

第22条 本資格の付与は、甲が乙に対して、乙の事業における成果を何ら保障するものでなく、又、セミナーの開催を含めた乙の行う事業に関して一切の責任を負うものでないことを確認する。

2 甲と乙とは、独立した事業者であり、相互間に代理、雇用、共同経営、合弁等の関係がないことを確認する。

3 甲から乙に対する通知があった場合、乙がその通知内容を覚知していないことによる不利益については、乙に何らの事情があろうとも甲はその責任を負わないことを確認する。

4 甲は、本事業について、その存続の保障をするものではなく、乙との本規約から生じる契約が存続する限りにおいて、その責務を負うものであることを確認する。

5 乙は、甲に対し、本規約の内容が甲と他の認定講師との間の規約の内容と異なることを理由として、本規約の内容に異議を述べ、又は本規約の内容の変更を要求することはできない。

(会費・謝礼他)

第23条 会費・謝礼他について定める別紙の内容は本規約の一部であり、本規約と一体をなすものとする。

2 別紙の内容は、甲の決定により、変更の日から1か月前までに、乙に対して内容を変更する旨の通知をすることによって、いつでも変更することが出来る。

(プライベートカンパニーの特例)

第24条 乙が、乙と実質一体をなすプライベートカンパニー(乙または乙の家族が代表を務め、または出資する、合同会社その他の法人)の業務の一環として認定講師としての業務を行うことを妨げない。この場合、乙のプライベートカンパニーは、乙と同様の義務を負うと共に、乙の指示に基づいて、経済的な効果を当該プライベートカンパニーに帰属させることができる。

(活動倫理)

第25条 乙は、次の各号に掲げる活動倫理を遵守しなければならない。

(1)甲の活動目的(理念・ミッション)を常に念頭に置きながらその活動すること。

(2)常に品位を保持し、誠実にその活動を行なうこと。

(3)各種法令とルールを遵守し、甲、セミナーへの参加者、他の認定講師その他甲の関係者等の社会的信用を傷つけるような行為をしないこと。

(4)セミナーへの参加者、他の認定講師その他甲の関係者等との間で、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、不貞行為、それらに準ずる行為を行わないこと。

(5)セミナーへの参加者、他の認定講師その他甲の関係者等に対して、性別、人種、国籍、年齢、宗教、思想、民族、婚姻、性的な好み、政治的信念、身体的・精神的障害、能力の高低等によって差別をしないこと。

(内容の変更)

第26条 甲は、乙に通知することにより、有効期間中においても、本規約の内容を変更することができる。

(専属管轄)

第27条 本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、訴額に応じ、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をその専属の管轄裁判所とする。

(協議事項)

第28条 本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い、協議の上、円滑に解決を図るものとする。

以上の各条項につき、私は、同意をします

西暦 年 月 日

認定講師

住所

氏名

印

業務を遂行するプライベートカンパニー

住所

法人名

代表者

印